

那須塩原市内 令和8年1月の相談件数 83 件

1 全体上位

順位	商品分類	件
1位	商品一般（架空請求・クレジットカード・インターネット通販）	8
2位	工事・建築・加工（家庭訪販・電話勧誘・点検商法・虚偽説明）	7
3位	融資サービス（多重債務・支払命令）	6
4位	化粧品（電子広告・インターネット通販・定期購入・解約）	5
5位	他の金融関連サービス（返金・※1デート商法・※2クレ、サラ強要商法）	4

※1…異性間の感情を利用してデートを装って勧誘する商法

※2…クレ、サラ強要商法…売買契約の際に無理やりサラ金等から借金をさせたりクレジット契約を組ませたりする商法

2 世代別分類上位《累計：令和7年4月～》

世代	1位	件	2位	件	3位	件
～10代	商品一般、健康食品、被服品、履物 自動車、観覧・鑑賞、娯楽等情報配信サービス、他の 教養・娯楽、役務 その他	各1				
20代	理美容	8	内職・副業	7	商品一般	6
30代	役務その他	7	レンタル・リース・貸借	6	融資サービス、インターネット通信サービス	各3
40代	商品一般	13	化粧品	7	役務その他	4

50代	商品一般、化粧品	各 14	融資サービス、役 務その他	各8	工事・建築・加工	7
60代	化粧品	11	商品一般	10	インターネット通 信サービス	8
70代	商品一般	20	化粧品	13	健康食品	7
80代～	商品一般	8	工事・建築・加工 魚介類	各5	健康食品	4

今月のポイント

業者が、電話で突然分電盤の点検を持ち掛けて訪問し「すぐに交換しなければ漏電して火事になる」などと不安を煽り、その場で分電盤の交換を迫る手口の相談が急増しました。電気設備の法定点検は4年に1回無料で行われますが、事前に電話ではなく書面で通知があります。調査員証を携帯した調査員が点検を行い、その場で交換工事の契約を持ち掛けたり金銭を請求することはありません。また、住宅用分電盤の交換時期を定めた法律はありませんので「法律で15年ごとの交換が決まっている」などと言うのは嘘です。点検以外で経年劣化が心配な場合は、電力会社や地域の信頼できる業者に相談しましょう。

訪問販売で万が一契約してしまった場合、契約書を受け取って8日以内ならクーリング・オフが可能です。困ったときは、消費生活センター（0287-63-7900）に相談してください。